

## 研究ノート（史料紹介）

## 『アトリエ』派とアソシアシオニスム

—フランスにおける労働者社会主義の源流を求めて—

谷 川 稔

一八四〇年代フランスにおけるユニークな労働者紙『アトリエ』（一八四〇—五〇年）が近年ようやく研究者の熱い視線を集めるようになってきた。近々、EDHIS社からM・アギユロンの監修の下に復刻版が刊行されるということも伝えられている。一時期まではごく一部の先駆的業績を除いて、さして重視されてこなかったが、これも思想的磁場の変化と言うべきであろうか。同紙に拠る一群の労働者活動家、これをさしあたりアトリエ派と呼ぶことにするが、同派にはブランキやバルベスを中心とする秘密結社運動のような「華々しさ」はない。ある意味では微温的とも言える社会改革論を、普通選挙権運動につながる職人的労働者の運動である。近代的大工場のプロレタリアによる組織的労働運動と前衛政党による政治革命といった古典的イメージで社会運動を裁断しがちな一時期までの発想から、アトリエ派が軽視されてきたのは故なしとしない。職人を「没落する存在」と規定し、彼らを担い手とする思想や運動の前近代性を指摘してこと足れりとするような硬直した発想が影をひそめてきたのは、ともかくも歴史認識の深化と言うべきであろうか。社会主義像が混迷をきわめる現在、虚心にその歴史的原点に遡及してみる作業が要請されている。現代の位相から性急に「限界」や「初期性」を去々するのではなく、一九世紀中葉のフランスという一つの歴史的状况のなかで、もろもろの思想や運動をとらえ返すことがとりわけ必要であろう。パリに亡命してきたマルクスがカフェや酒場で接したフランス労働者の世界とはどういったものであったのか、換言すれば二月革命段階のフランス「社会主義」とは何であったのか、ということを再認識しておきたい。本稿は、そういった課題に取り組むための予備的考察として、アトリエ派の思想の史的意義を問い直そうとするものである。

周知のように、「栄光の三日間」を担ったパリの共和派民衆を切り捨てることによって成立した七月王政のフランスは、政治革命の不徹底（制限選挙王政の残存）から来る政治不安と、産業革命の波及（恐慌と労働問題）に基づく社会不安に絶えず脅やかされていた。サン・シモン派、フリーエ派をはじめ、カトリック的社会主義を標榜するビュシェから共同体建設を唱えるE・カベヤネオ・パプーフ派といったコミュニストにいたるまで、さまざまなイデオログが競ってこの課題に対する処方箋を提起していた。P・ルルー、ブルードン、さらには、後に

皇帝ナポレオン三世となるルイ・ナポレオンもその一人である。

彼らの主張はそれぞれニュアンスを異にするが、二・三の例外を除けば、政治的には普選による社会的共和国の樹立、社会・経済的には『アソシアシオン』協同々に基づく生産・消費・労働の組織化という二つの路線の総合として要約できるであろう。社会主義という意味内容に近いのは、むしろ後者、アソシアシオンの主張である。七月王政下のアソシアシオニスムが注目されるのは、それが単にインテリのイデオログ次元にとどまるものではなく、労働者ミリタン（活動家）にまで根を張っていたことである。労働者だけで編集された『アトリエ』紙のプロパガンダは、その意味でも最尖端を行くものであった。同紙は、主筆のA・コルボン（一八〇八―九一）らがビュシエの影響を濃厚に受けていることから、ともすれば穩健共和派、『ナシヨナル』紙の別動隊と見做されがちであった。たしかに、各号の巻頭には、「働らかざるものは食うべからず」という聖パウロの言葉が引用されており、ビュシエ派の色彩は否めない。また政治的には『ナシヨナル』派の主張と重なる部分も少なくない、だが、そのこととアトリエ派の主張が、当時の「社会主義」的課題に答えようとするものであることは、けっして矛盾するものではない。政治的に穩健共和派に近い立場に立つことと「社会主義者」であることは、矛盾するよりもむしろ、当時においては常態とさえ言えたのである。因みに、『アトリエ』紙は一八四〇年創刊であるが、コルボンは一八三九年の「季節協会」の烽起に参加したとも言われており、ビュシエもまた復古王政下の共和派秘密結社「フランス・カルボナリ」の結成に参画した一人である。当時の普選運動・秘密結社運動・相互扶助組合活動・ストライキ運動などの諸領域の境界は多分に不分明であり、相互に流動的な性格を持っていたことをも確認してきた。アトリエ派の立場は、創刊号の趣意書にもあるように、「政治的原理としての人民主権」と「産業的原理としてのアソシアシオン」との結合を旨とするものであり、「人民主権実現のために選挙改革を説く」と対をなすものであった。すなわち、普選による社会的共和国の実現から、労働権の保証とアソシアシオンの普遍化を展望する、という当時の社会主義的諸潮流に典型的な図式を描いている。

『アトリエ』紙はまた、その担い手の社会的存在形態においても時代の典型を示している。この時期のフランス労働運動の主力は、近代的大工場のプロレタリアではなく、小仕事場アトリエで働く職人もしくは熟練労働者たちであった。それは、ゾラの『居酒屋』に登場するあの頑固で誇り高いパリの職人である。具体的職種をあげれば、仕立工・印刷工・製本工・石工・大工・指物工・帽子工・ブリキ職人・錠前工・靴工・彫版師といった職業に従事する連中であつた。いわゆる近代的労働組合はまだ存在せず、職人組合や相互扶助組合が労働組合機能を果していた。『アトリエ』紙の編集陣を見ると、印刷工あがりの木版工コルボン、宝石細工生産協同組合のリーダー、ルロワ、印刷工共済組合の設立者ルヌヴーラをはじめ、職人組合改革論争で知られる指物工ペルディギエと錠前工のモロー、サン・シモン派系の労働者紙『ユニオン』にもかかわっている時計工ゴモン、クリシー仕立工友愛組合の設立者ベール、さらには、二月革命後の臨時政府閣僚の機械工アルベールにいたるまで、労働運動の第一級のミリタンを広汎に集めている。その意味では、当時の労働者エリートコンパニオンの知的水準をうかがわせるものでもある。一説によると同紙の発行部数は、創刊号で一、二〇〇部、平均で一、七〇〇部、四九年には約四万部を記録したと伝えられる。

ところで、旧稿でも指摘したように、フランス革命以後、一九世紀フランスの社会運動は、七月革命―二月革命―パリ・コミューンといった教次にわたる激動を経ており、労働者・民衆の政治経験は、他国に比して群を抜いた高みにあつたが、他方では、それに見合わない労働組

合形成の遅れという不均衡な性格を呈していた。このことは、世紀転換期における直接行動型のサンディカリズムの生成というパラドキシカルなかたちをとってあらわれてくる。このサンディカリズムに象徴的な労働者主義 (ouvrierisme) は、他方ジャン・ショレスに代表される知識人による共和主義的社会主義の伝統とはパラレルに、フランスにおける労働者社会主義 (socialisme ouvrier) とでも形容されるもう一つの伝統を形成するものである。労働者だけで編集し、自己解放の可能性を労働者生産協同組織 (association ouvrière) の普遍化に求めたアトリエ派の思想は、この労働者社会主義という系譜の生成において、ひととき異彩を放ち、その源流とも言うべき位置を占めているようにさえ思われる。<sup>3)</sup>

ここに訳出した4篇の論文は、同派のアソシアション論に関するものであるが、それぞれ、(Ⅰ)はカベ派・フリーエ派への批判、(Ⅱ)は生産協同組合の試案、(Ⅲ)は雇主・労働者間の協同組合への批判を基調に論じている。いずれも二月革命以前のものであるが(Ⅳ)だけは二月革命以後、それも六月烽火の余燼がまだ消えやらぬ七月五日の社会立法に関するものである。

アトリエ派のアソシアシオニスムが注目されるのは、内容もさることながら、それがたんなる一個人や急進的少数派の観念的小宇宙に咲いた徒花にとどまらなかったところにも求められる。彼らの主張の一部は、文献(Ⅳ)に見られるように、第二共和政下の社会政策の一環として、与党サイドから立法化されているのである。ビュシェ議長の下で国民議会副議長をつとめたこともあるコルボンは、七月五日、議会において労働者生産協同組織助成法案の原案報告者となり、さらに同法に基づいて発足した助成審議会の副議長の座についている(議長は農林商務相)。この審議会には、パリの労資調停審議会議長や商務省の役人とならんで、アトリエ派の印刷工ダンギヤビュシェ派のA・オット、H・フゲレといった面々も加わっていた。もとより、同法によって彼らの年来の主張が実現されたとみるのは早計である。七月五日法は、労働者のみによるアソシアシオンとともに、労働者・雇主間のアソシアシオンをも助成対象とするものであった。(Ⅳ)にみる同派の構想とのへだたりは明白である。また、同法は六月直後の国民議会を満場一致で通過している。アソシアシオンには一貫して警戒的であったティエールらがこの法案に賛成票を投じた背景には、労働者から六月烽火鎮圧の心理的後遺症を取り除こうとするもくろみとならんで、この条項の活用によって、同法にこめたコルボンらの意図を骨抜きにする算案あつてのことであつた。はたしてこの助成法の運用は、禁止条項があつたにもかかわらず、経営不振に陥つた小企業の救済にあてられるなどの歪曲が多かつた。このためコルボン、ダンギヤ、オット、フゲレらはいずれも同年十一月から十二月にかけて審議会委員を辞任している。第二帝政下の一八六三年、『パリ民衆の秘密』Le Secret du Peuple de Paris.において、コルボンが展開することになる総括には、この当時の苦い思いがこめられているはずである。

アトリエ派の運動の詳細については、他日、ビュシェ派、フリーエ派、カベ派などのアソシアシオニスムをも視野に収めたい。二月革命期の「アソシアシオニスム」といった今少し広いパースペクティヴの下に稿を改める予定である。この場では、以下の史料紹介をもって研究経過報告にかえさせていただきます。

なお、二月革命期のフランス社会主義の全体像については、筆者も編集・訳出の一端に加わっている近刊、『資料フランス初期社会主義—

月革命とその思想』(仮題)平凡社、を参照いただければ幸いです。

- (註) (1) cf. A. Cuvillier, *Un Journal d'ouvrier, "L'Atelier"* (1840—1850). 1964, Paris. 杉村和子「労働者の新聞『ラトリエ』紙」(『史林』五二卷三号、一九六九年)
- (2) 拙稿「『産業帝政』下における労働運動の再生」(河野健二編『フランス・ブルジョア社会の成立』岩波書店、一九七七年所収)
- (3) B・H・モース *The Origins of the French Labor Movement, 1976, California* において trade socialism という概念を用いて同様の示唆を行なっている。同書の細部については異論がなわわけではないが、同氏の問題意識は注目に値いするであろう。

## アトリエ派のアソシアション論

### 史料 — I

#### 産業の改革——労働者生産協同組織について

われわれが産業の改革に取り組んできたここ数年來、協同組織アソシエーションに関するおびただしい数の計画が、選択を迫るかのよう<sup>アソシエーション</sup>に提起されてきた。われわれは、それらすべての中から、特に重要な次の三つの条件を最もよく満たすと思われるものを選びとらねばならない。なぜなら、そのどのひとつが欠けても、われわれが被っている災厄を癒すことは空しい夢と化してしまうと確信するからである。

- (1) 資本家はいつさい、収益の共同配当者の資格で協同組織に参加することが認められない、ということが原則的に承認される必要がある。言い換えれば、労働トラヴァイユに携わるものだけが分配への権利を持つのである。
- (2) 協同組織は、けっして競争を惹き起さないような仕方ソシエテールで組織されねばならない。そうした方向とは逆に、諸協同組織は統一し、相互に助けあうことによって、労働に携わるものを徐々に結集していく傾向を持つべきものである。

(3) そして最後に、この計画はある程度まで、ただちに適用可能なものでなければならぬ。

われわれの知る諸計画は、はなはだ多様ではあるが、それらはおおむね、次の三つの経済理論のどれかに分類することができよう。

- (1) フーリエによって創刊された『ファランジュ』紙が奨励しているもの。
  - (2) コミュニストたちが、いつの日にか実現しようとしているもの。
  - (3) そして、われわれが適用してきたもの、つまりわれわれが『アトリエ』紙において、その発展を追求しているもの。
- 『ファランジュ』の協同組織計画は、第一点、すなわち諸条件のうちで最も重要なものを満たしていない。フーリエ派の理論は、事実、資本家の収益分配への参加を認めている。彼らはこう言っている。各人は協同組織に自分の力を提供する。あるものは金銭を、あるものは腕を、またあるものは技能を、と。したがって金額・労働量・能力といった各自の価値に応じた収益配当を、各組織構成員に割り当てねばならない。かくして『ファランジュ』によれば、その協同社会的公ソシエテール式の秩序においては、組織構成要素としての労働者は金銭より劣るものなのである。もっともわれわれは、これら三つの要素をうまく協同

組織に結合し、上手に運営すれば、富者により大きな享樂をもたらしうると共に、労働者の貧困をいくばくかはやわらげることもありうるということを無視しようとは思わない。だが、どんなにひいき目に見ても、ファランステール派の計画をそれ以上に評価するわけにはいかない。われわれは、これまで何一つ生産してこなかったこれらの巨那衆といっしょに、彼らの指揮下での生産が、資本家の欲望のみならず労働者のあらゆる欲望をも十二分に満たすほどまでに、増大すると信じるほど常識を失なつてはいない。さらに、同様の協同組織によつてどのような物質的満足もたらされるにせよ、それは金を持つ者と生産する者との間の不平等を聖なるものと認することであつて、われわれの一般原則と完全に対立する以上、われわれはやはりそれを拒否しなければならない。資本家に対しては休息と美食が約束されるが、労働者に対しては——彼らがそれについて何を言おうと——肉体の疲労とファランステールの饗宴への分の悪い分け前しか約束されない。

——われわれは、この教義がわれわれの階級に属さないいくらかの間を太らせるものであることを知っている。しかし、労働者たちは彼らの不利を永続させるための新手段でしかないような機構に手を貸すほど無分別ではないだろう。

『ファランジュ』の主張する協同組織をわれわれが拒否してきたのは、この十分すぎるほどの理由によつてである。

第二の理論は、つまりコミュニニストのそれについては、未だ厳密に定式化されていないので、目下のところ、われわれの考えを包括的に述べることはさし控えておきたい。ここではただ、それはわれわれの述べた主要原則の第三項を満たしてはいただけ言つておこう。つまり、それはただちに適用できるものではないということである。われわれはこの学派のものだと思われる小冊子を手にした。そこでは、著者は個別分散的な協同組織の計画をすべて批判している。そして、

市町村<sup>コミューン</sup>単位、区単位、県単位の協同組織の結成を説き、さらにそれらすべての協<sup>シニエ</sup>同体の代表によつて単一の中心をつくり、その総体が政府を構成するような連合体を形成するよう結論している。ここでは、この計画の長所については議論しない。この著者自身、それをそっくりそのまま適用するよう望んではいるが、現実にはここ当分、実現し得ないだろうということをもかくも認識している。われわれの見るところでは、この著作はひとつの願望以外の何ものでもないし、それに意を注ぐことはできない。われわれは、これらの組織化を計画する人びとに対して、もし彼らが計画のなかに現にある搾取の諸要素を残すようなことは注意深く避けるべきであるならば、彼らは今日存在するものと将来に構築しようと思むものとの間に深淵を設けることもまた避けねばならない、とくり返し言つておくにとどめよう。この二つの誤りのどちらかに陥ること、それはわれわれの貧困を引き延ばすために労力を費すことになるだけである。

われわれは第三の理論を採つてきた。なぜなら、それだけがわれわれの求めているすべての条件、すなわち労働者の解放、競争の廃絶、即時実施、を完全に満たしているからである。

とは言え、明日からでもすべての労働者が解放され、競争がなくなり、協同組織が一般的事実になるといった幻想を抱いたり、信じたりしてはならない。われわれの計画は、原則的にはこれらのすべてを包含している。だが、これらのすべては順をおつて実現されるしかない。この労働の組織化を始めるにあつて、われわれすべてが、最も積極的に関わり、力を尽すことによつて、その期間を短縮できるかどうかはわれわれ次第である。この仕事にとりかかるに際して、われわれを待ちうけているものは何だろうか。特権階級は、われわれがしたいと願っている以上のことを何かわれわれのためにやってくれるだろうか。われわれが無気力状態を脱却する勇氣を持たない時、彼らがわれ

われを救うために自己犠牲を払ったり、献身したりするだろうか。今一度、労働者階級は自分自身以外をあてにしてはならない、と言おう。「天は自ら助くる者を助く」という格言を適用するのは、まさにここである。だから、われわれ自身でやるうではないか。いつに変わらぬこれらの困難は、われわれを何らたじろがせるものではない。今日成しうることを明日に延してはならない。明日になれば状況がより好転するかどうか、われわれにはわからないからである。時はまたたく間に過ぎさり、われわれの貧困は日ごとに増大する。たとえ読者をうんざりさせようとも、われわれが「仕事にとりかかろう」とたえず呼びかけるのはこのためである。――さらに、もしわれわれがこの改革から出発して、権力による完全な労働の組織化を期待するならば、とんだ見込み違いに陥ることになるだろう。失望しないために、多くを望まないでおこう。そして産業の改革と政治の改革に同時にとりかかろう。実際、国民的意志の「純粋な表現」であるような権力の到来を仮定してみよう。この権力がわれわれの見解に従ってただちに労働を組織しようとするなど思われるだろうか。それに、もしそうすることを望んだとしても、その権力が実質的な力を発揮すると考えられるだろうか。まぎれもなく否である。権力は、それが一般意志の純粋な表現である限り、そのように大きな変革を望みはしないし、また行なうこともできないのである。また、他方、どのような政府であれ、国民大衆に協同社会的体制という、長い経験と新しい教育によって準備される必要のある体制を、一挙に従わせるというところまで強制することができるなどと考えてはならない。どんな強力な権力でも、また労働者階級の欲求にどんなに適合的な権力でも、それにできることはせいぜい、いくつかの地方に農業・工業・商業のためのモデル協同組合を組織することぐらいである。その権力はそれらを保護し、必要な労働手段を供給するだろう。そして外部にいるすべてのものに、最高の繁栄

と真の満足の例を示すべく努力するだろう。だが事態は、少しずつ始まり、次いで民衆がその制度の成果を認識するようになるにつれて、漸進的に拡大していくしかない。それ以外の在りようを望むことは馬鹿げている。

われわれは、今後この組織化の基礎を築くことにとりかかるにあたって、味わうであろうもろもろの苦しみや、われわれがその軛の下にあるこの盲目的な行政機構によって惹き起されるあらゆる障害を承知している。だが、この行政機構は永続的なものではない。少なくとも、この改革は先見の明を持ち、善き意志に鼓舞されたひとつの行政機構をもたらすだろうということだけは期待してよい。その時、人びとはわれわれの行なっているものの価値をはっきりと感じとるだろう。われわれはこの新しい権力への道を準備しよう。この権力は、われわれがただだんに空論をもてあそんでいるのではなく、事実や経験に基づいて主張していることを明らかにすることによって、それなくしては何ら得ることのできなかつたはずの信頼を獲得するのである。事実を前にしては、権力もユートピアを非難することはあり得ないし、また彼らはそれを大規模に試みることだろう。権力は、その例を目のあたりにしていなければ、また疑い深く抵抗する者に対して自からその実例を示すことができなければ、おそらくはあえて試みはしないだろう。よなこの改革を、大胆に導入してみせるであろう。

われわれは、読者の精神にわれわれの信念を伝える上で、著述家から持っているはずのテクニックをいかに持ち合わせていないことか。われわれを解放する仕事にただちにとりかかるべき緊急度を読者に証明するうえでも、またわれわれの協同組織の原則が人民の自由と安寧に好都合な回答を含むものであることを証明するうえでも、われわれが巧妙さを持ちあわせていないのは残念である。われわれは、自分たちの思想を仲間伝達する技術を持っていないことを今日ほど残念に

思ったことはけつしてなかった。なぜなら明晰であろうと努めたにもかかわらず、またわれわれの思想をさまざまな角度から検討を重ねてきたにもかかわらず、われわれは未だ完全に理解されるには到っていない。読者に今一度、プロの著述家の書いたものを読む場合よりもずっと注意深くわれわれの計画を読んでもらいたいと言おう。そして、読者の心に何らかの疑念が残る場合には、われわれの多くの同僚がそうしたように直接われわれに問い正してくるようお願いしたい。

資料は豊富にあるのだから、われわれは次号で、協同組織の契約について詳細な検討に再び取りかかる必要があるだろう。

Anonyme, Réforme industrielle: de l'association ouvrière. dans *L'Atelier*, Février 1841.

## 史料 — II

### アトリエ派の生産協同組合契約プラン

署名者である労働者クワヅリエ（ここでは職に就いている者を指す）は、漸進的な解放という道へ善良な労働者たちを誘うという目的の下に、また、この手段によって義務と友愛の平等の確立に貢献しようという目的の下に、労働の協同組織を結成することを決意した。

したがって、署名者は、自らの生産協同組合アソシエーションの基本的条件を明示するために、かつ共通の意志と誓約の表現とするために、この契約を作成した。

すべての署名者は、以下に定められた諸条件を綿密に実行すること、またそれらを免がれようとするいかなる手段をも講じないことを、最も厳粛かつ神聖に誓約するものである。

### 〈生産協同組合の基礎〉

第一条 — 組合ソシエテの期間は三十年とする。

第二条 — 上に定められた期間が満了した後は、社会的資産は売却され、その金額は自治体に委ねられ、労働者の子弟のための児童館の建設に充たされる。

第三条 — 現在の商業団体を律している法律が修正され、これらの組合が永続的に存続できるよう認められた場合は、第一条及び第二条の規定は無効と見なされる。すなわち、生産協同組合は事実上解散されないものとなり、その資本も譲渡され得ないものとなる。

第四条 — 資本は、機器などの労働手段、原材料、それらによる労働生産物、および組合の運営資金とで構成される。

第五条 — 社会的資本は、(1) 操業開始に際して協同組合に贈られた寄贈物資、(2) 純益のなから年度ごとに五分の一差引かれる控除金とで構成される。

第六条 — この資本は分割されない。各組合員は加入に際して、協同組合が提供する便益の見返りとして、純益の五分の一を社会的資金に委ねることを誓約したのであり、この資金の一部を要求することはなんびとも認められない。

### 〈運営と収益の分配について〉

第七条 — 組合の活動にとりかかるにあたって、法的な責任を負う幹事を一人選出する。彼は業務を指揮し、公的な決済を取り行なう。

第八条 — 幹事を補佐するための委員会を設置する。

第九条 — 委員会のメンバーは毎年更新される。幹事についてはこの限りではない。この任務に携わる組合員は、献身と知性をもって彼の義務を遂行する限り、その任務に留まる。さもなければ解任される。

第一〇条 — 幹事は、三ヶ月ごとに全成員による集会で、組合の状況

について報告を行なう。

第一条―各組合員は、携わった仕事の働きに応じて報酬を受ける。

第二条―毎年、委員会を更新するにあたって、組合の運営状況に関する正確な報告書が作成される。つまり、貸方と借方の総合的な収支決算を行なう。この決算で前年の資本を上回る額が純益を構成する。

第三条―この収益は次のように充当される。五分の四は組合員のあいだで分配され、残りの五分の一は資本の増加に当てられる。

#### 《加入許可・脱退・除名について》

第四条―この生産協同組合は、参加を求めてくる献身的な労働者たちをすべて、その仕事の必要性に応じて、迎え入れなければならない。

第五条―この生産協同組合は、いかなる労働者でも三ヶ月以上（人物証明に必要な期間）―その人が、もし適当な人物であれば加入させることなく、また不適当な人物であれば解雇することなく―放置しておいてはならない。

第六条―三ヶ月の勤務を経て協同組合への参加を認められた労働者に、けっして出資を要求してはならない。また、あらゆる場合においても、加入時に出資金を要求するべきではない。それは初年度に徴収され、償還されるべき出資として算入される。

第七条―加入が承認されるには、その人物が正直で、善い労働者だということが証明されるだけで十分である。

第八条―除名の理由は次のようなものである。怠惰、放蕩、協同組合の利益に対して熱意を示さないこと、協同組合の利益に反する行動、従事する作業への不誠実など、一言でいえばモラル、国民性、平等、友愛などに反するあらゆる言動である。

第十九条―幹事の罷免または除名、あるいは協同組合のメンバーの

除名は、ただ一人の組合員によっても請求されることがありうる。この請求は、組合員の一人を対象としている場合は幹事に対して行なわれ、幹事を対象としている場合は委員会のメンバーの一人に対して行なわれる。

第二〇条―組合員の一人の告発を受理した役員は、協同組合の全メンバーを集めさせるものとする。彼はまず、組合の目的と組合が全員に課している義務について注意を喚起すべく発言する。その上で会議の動機を明らかにし、告発された者の釈明を受けた後、懲罰の適用を三分の二以上の多数決で決定する。

第二一条―適用される罰は、譴責処分、罷免、罰金、除名などである。

第二二条―除名されたメンバーは、社会的資本を放棄したものと見なされ、それについてはいかなる権利も保持しない。生産協同組合は、その人物の労働日数と一月一日から除名された日までの期間に応じた収益への取り分以外には何ら彼に対して支払う義務はない。

#### 《全般的規定》

第二二条―本契約は、協同組合の主要な条件と組合員の全般的義務を規定したものである。これらに、同様に守られねばならない補足的規定や細則が付け加えられるものとする。

われわれは法律家に問いかける法律家ではなく、仲間たちに問いかけるだけの労働者にすぎない。われわれはまた、この契約の中で「八条文を」引いて民法や商法に基づいているのを示すことを避けてきた。だが、われわれは専門家の意見を仰いできたし、実際に契約を結ぶ時には、法律のさまざまな規定にすべて適合していることを示すつもりである。



## 塗装工たち（ルクレール生産協同組合）

われわれは近い将来、再びこの契約を取りあげていろいろな条項をひとつひとつ検討してみたいと考えている。これらの価値にどのような疑問も残したくないからである。われわれに出来る限りのことをすべからず行ない、あらゆる人々が生産協同組合を結成する上での手順を十分理解されるよう努めるつもりである。

この作業を終える前に、今一度言っておくべきことが残っている。人びとはおそらく、この契約のなかに病人や子供や老人に対する保障についての規定がいっさい見当たらないのに驚かれることだろう。われわれは故意にそれらの規定を省略したのである。実際、現代においては、生産協同組合は競争に打ち克つていかねばならないし、また、おそらくは他の障害物にも遭遇するであろう。したがってこれは困難な事業だということをおぼろげにはいかなないのである。ところで、仮に協同組合組織が病人や子供や老人を保障することにまで関わりねばならないとするなら、それを解体するには病気がたったひとつでもあれば十分だろう。われわれが切り抜かねばならないこの不幸な時代においては、それらのことから組合員の熱意を圧迫するにちがいない重荷である。これほどに重大な企図においては、現実の苦痛について過度に思い思うにはおよばない。だが、将来はすべての痛みが軽減されるような保護体制を築きあげられるようたえず努力しなければならぬ。

Anonyme, Contrat de l'association ouvrière, dans *L'Atelier*,  
Janvier 1841.

『シエークル』紙をはじめいくつかの新聞は最近、親方イェトルと労働者との間でつくられた自称協同組合アソシエーションのためにトランペットを吹き鳴らしている。彼らの言うところを信じれば、労働の組織化という問題は解決された。ルイ・ブラン氏が発明者であり、塗装請負業者ルクレール氏ルクレールがその応用者の名譽を担っているというのである。われわれはその実態調査にとりかかった。われわれの探索の第一の結論は、本紙の読者もその理論をご存知のルイ・ブラン氏は、一人の請負業者のたんなる投機にすぎないこの事業のために何ら貢献してはいなかった、ということを確認させるものであった。

われわれは、この協同組合が新聞で博している多少危険な称讃のため、それが労働の組織化を推進するうえでどのような貢献を果し、いかなる進歩をなしうるものなのかということを検討する義務を負わされた。まずはじめに、この調査の結果はわれわれを満足させるにはほど遠いものだということを言明しておこう。なぜなら、われわれは労働者たちが仮りにこの組合ソシエテに何らかの物質的改良を見出したとしても、それは彼らの尊厳と独立をはなはだしくそこなうことなくしては購いえないものなのだという悲しい証拠を得たからである。

ルクレール氏は、労働者の労働収益への参加を促がしてはいるが、親方たちが自分のものにしていく権利をいささかも犠牲にしようとはしていない。それどころか、彼がつくった定款は、労働者の劣等性は労働者自身に承認されていると証明したがっている連中の論拠として役立ちうるような代物である。実際、労働者たちには何らの権利も規定されていない。親方の気紛れや恣意に対して上訴することはいささか不可能である。それは最も包括的な監督体制であり、考えられうる

最も完全な保護パトナージュである。すなわち、工業においてはごく最近にしか登場しておらず、しかも少なくとも労働者は同意を与えてこなかったような監督・保護体制なのである。

われわれはこのルクレール商会の定款を逐一批判的に分析しようとは思わない。ただ、いくつかの点を主張することによって、半・博愛家たちの作った契約の諸傾向について勤労者の注意を喚起したいと思うだけである。つまり、みせかけの好意を示しながら、腕以外に何らの仕事の元手を持っていない人々の意欲や自由意思を、知らず知らずのうちに縛りつけてしまうような契約に対して注意を促したいのである。それに、われわれはこの定款を検討しながらくつろいだ気分になっている。というのも、ルクレール氏は感心にも自分が投機家であるということを高らかに宣言するという長所を持っているからである。

彼は自らを労働者の父とは見なししていない。自分の目的は商取引きを円滑にする以外のところにはないと言っている。だからわれわれもまた、彼が自分のために取っておいた年額六、〇〇〇フランの特権にはこだわらないでおこう。俸給に比例した利益の分配と資本利子の支払いから成るこの金額は、われわれには巨大な利得のように思えるけれども。ルクレール氏が獅子の分け前〔強者の分け前〕をわがものとする時、彼はまったく正当である。それは、われわれが今問題になっている協同組合の真の価値を、一般に、なかんづく塗装労働者に知らせようとする時、われわれが正当であるのと同じである。

ここでは、ルクレール商会の規約を分析することはせず、リベラ、ルナ、新聞が言うように労働者の未来がこの企ての成功にかかっているかどうか、を検討することで満足しよう。

ルクレールの組合ソシエテは利益、つまり利潤指向を動機と見なしており、献身や友愛は問題にされていない。そこでは、当然受けるべきものであろうとなかろうと、もっと高い報酬を得ようとするれば、親方に気に

入られる以外に道はない。そして、不幸なことに、ねたみ深い競争相手たちがこの目的を達成するためには、いかなる策略をも躊躇せずに用いることは、論理的にも明らかであろう。事実、彼らが何ら期待していない同僚の意見など、彼らにとって何だと言うのだろうか。彼らは、自分たちの仕事に応じてではなく、うまく雇主に取り入れることに成功するのに応じて支払われていると感じている。だから何としても雇主の好意をとりつけねばならないのである。そのような状態からどんな結果が生じるか。それは、人びとを好意的な相互交流という友愛の感情によって結びつけるどころか、ただちに彼らを最も完璧な対立へ導くことになるであろう。真の労働者生産協同組合においては、けっしてそのようなことにはならない。ここでは、唯一、選挙の原則だけが最も賞讃に価する人びとに権利と利益を与えることができるのである。これに対して、ルクレール氏が理解しているような種類の生産協同組合は、いかなる未来の可能性も持たない、すなわち、それを支配している邪悪な感情によって内部から破綻をきたし、結局はそれに参加した人びとが手を引くや否や崩壊するであろう。したがって、それはわれわれにとって一つの無力な事実でしかない。そしてそれを見習う者はまちがいなく一人もいないだろう。われわれの見るところでは、内紛はあらゆる組合を破壊してしまう。たとえば、この建築塗装組合のように構成基盤のなからそうした種子を除去しておく配慮を持ちあわせていないような組合はすべてそうなる。この根源的な弊害は、どこでも、いつでも、組合のすべての成果を台無しにしてしまうだろう。

ルクレール組合については、さらにいくつかの、黙過することのできない体質について指摘しておこう。たとえば、彼らは、企業のなかで企業のために体力を消耗し年をとった労働者を解雇することが日常的に行なわれているのは嘆かわしいと言明してはいるが、それを救済

する手段をひとつしか見出してはいない。それも何ら目新しいものではない。それは高年者の給料を引き下げることである。労働者生産協同組合では、そのようなことはまず行なわれない。そこでは、高年労働者の経験と知識を高く評価して雇用する手立てをきつと見つけたはずである。また、たとえどうしても何らかの制限に頼らざるをえなくなったとしても、それらの制限は、どのような性格のものであれ、高年齢者や身体障害者から、正義と人間性の観点からして当然彼らに払われるべき配慮や敬意を奪い去ってしまうようなものが含まれることはまずないだろう。

さらにまた、この定款のなかに、その起草者が定款の条項の遵守を余儀なくされている人びとの自由と知性に関しておこなっている評価を読者に示すいくつかの条項があることを確認しておきたい。すなわち、何らかの政治的行動のために拘留されるような労働者はすべて「おひまを出される」<sup>コアリオン</sup>同盟などによって拘留された場合も同様なものは言うまでもない。さらにまた、職<sup>ディレクター</sup>長が適当だと判断する慈善事業があれば、労働者の意見を聞くことなく、彼らに応募を強要する権利を職長に与えている条項なども存在する。

この文書がふくむ無数の詳細な規定において、労働者を完全な依存の体系に縛りつけ、彼らにがんじがらめの線をあらかじめ引いておくことによって、軍律でさえも兵士に許容しているような自由すら与えず、いかに労働者を生産のための機械にすぎない存在に貶めているかということを理解するために、この眼でこの文書をはつきりと見ておく必要がある。このような手段によって、彼らが労働者階級の解放を實現しようとしているなどと、われわれに信じこませようというのだろうか。それは無理というものである。いわば、労働者の自主性をいっさい奪ってかれらを道徳的に荒廃させることなどによっては、労働者の解放は、けっしてありえない。すなわち、労働者たちに、「おま

えたちは無能だ。親方の好きなようにやらせろ。おまえたちは飲んだり、喰ったりすることで満足しろ」などと言うことによって、労働者を解放することなどできるものではない。彼らが望んでいるのは、労働者たちを欺くことによって、金もうけになる支配を確かなものにしてやうとすることなのである。

この問題については、かりにいくつかの新聞のわれわれに対する善意とそれらの大部分が労働者の境遇の改善について、今日でもなお行なっている理解の仕方について新しい証拠をあげる必要があるとすれば、われわれは、われわれの念頭にある生産協同組合に賛同した彼らの宣伝、すなわち、それらの新聞の一つによって、一部のパリの新聞に見られる怠惰な習慣にしたがって、一週間ずっと同じ調子でくり返し掲載された宣伝を引用しさえすれば十分であろう。われわれは、これらの新聞がいつの日か、組織化と生産協同組合という重大問題に真剣に取り組み労苦を払う時がやってくるであろうし、その時には、労働者が頼りにできるような非凡な意見が新聞紙上で労働者に実例を与えることによって、万人に擁護された、真の生産者の大義が急速に広まるであろうという希望をもって、この点にかんしては意志表示をしないでおう。われわれは、われわれの仲間の多くと一緒に言うことよりも、このような事態が近い将来に實現されることの方を信じたいと思う。つまり、彼らの秘められた思想とは、協同組織を支援することによって野蠻人に出会いはしまいかという恐れであり、この野蠻人どもが活動のなかで立派な地位を占め、自分の仕事を自分でおこなうことによって、投機家たちに廢業を余儀なくさせる日が訪れはしまいかという恐れだと言うことである。

ルクレール組合ときっぱり訣別するために、われわれが理解している生産協同組合はそのようなものではないということについてはほんの

少し述べておこう。われわれの方は、わけても協同組合組織への資本家の支配を全力を挙げて排除しようとするものであり、直接的であれ全組合員の代表によるものであれ、完全な制御を望んでいる。とりわけ、選挙によってもっともふさわしく、もっとも有能な人物に委ねられる管理職については、全員の支持と協力によって確実なものになることを望んでいる。われわれが真面目で人びとを教化する生産協同組織を想定できるのは、ひとえにこれらの条件のもとにおいてである。われわれが望んでいるように、労働者の解放が実現されるのも、これらの条件によってなのである。それらを措いては、多かれ少なかれ利己的で、解放や友愛とはまったく無縁な人間の集合を見るだけだろう。

要約すれば、ルクレール組合は好ましい結果を得るのに不可欠だと考えられる条件にはいっさい基づいておらず、われわれの目には、他の請負業者——彼らは早晩賃金切り下げを余儀なくされる——との有害な競争を行なうために巧妙に組織された会社以外の何者でもないのである。それはこれ以外の目的を持ち得るはずがないし、われわれはこのような貧困と投機の時代においてはただちにルクレール氏の模倣者が現われるだろうと確信している。われわれは、とりわけこのような展望にもとづいて、生産協同組合アソシエーションという言葉を用いて労働者を陥しいれようとたくらまれるワナについて労働者に警告することがわれわれの義務だと考えたのである。

Anonyme, Les ouvriers peintres (Association Leclair), dans  
L'Atelier, Avril 1844.

## 第二共和制下のアトリエ派とアソシエーション助成法案

(一八四八年七月五日)

### 史料 — IV

#### 国民議会における労働者生産協同組織の問題

##### ——市民コルボンの報告

この重大な問題がついに当局によって取り組まれはじめた。市民コルボンは、労働者による企業の設立を助成するために三〇〇万フランの信用基金を議会に要求した。彼は法令の原案を読み上げるに先立って趣意書を作成しているが、以下にそれを収録する。

議員シットワイヤン 諸君、諸兄は検討を重ねた上で、労働者同士のものであれ、雇主と労働者との間のものであれ、生産協同組織アソシエーションを助成しようという市民アルカン君の提案を労働者委員会に付託された。

委員会は起草者の同意を得てこの提案に修正をほどこした。そして本日、私が諸兄に政令の原案を提起し、その趣旨を説明することになったのである。

議員諸君、今こそ、労働における協同組織というこの問題、ある者には魅力にあふれ他の多くの者には不愉快な、また根拠のある大いなる希望であると同時に徒なる望みにすぎない、この問題について、率直かつ明確に取り組むべきときである。

しかも、協同組織はわれわれの時代の大きいなる欲求である。国家から鉄道を手にいれたのは協同組織の名においてである。また、これらの鉄道の償還と闘ったのも同じ名の下においてである。素朴な勤労者たちは、なぜ彼らもまた協同組織の便益を享受しようとしないのであるか。もしこの原理が豊穡なものであるなら、それを投機に適用することに劣らず労働に適用することが重要だろう。

これまで劣悪な状態に置かれてきた階級が漸進的に向上していくことを、心底から望まないような人は、この議会には一人もいないと確信する。そしてわれわれの方も、いつの日か、かつて奴隷が農奴となり、農奴が自由な賃金労働者となったように、勤労者の大部分が賃金労働者の身分から脱して自発的な協同者の身分に移行するときにやってくるという密やかな確信を抱いている。だが、この移行は時間のかかる事業であり、労働者の格別な努力が必要である。おそらく国家がそれを助成しなければならぬまい。もっとも、この進歩の漸進的な実現においては、国家の役割がいかに強力でありえようと、労働者自身が果すべき役割にくらべればはるかに劣るものでなければならぬし、またそうなるだろう。労働者は自らの事業の息子であるべきであり、もし彼らがいつか、どうにかして労働手段を手に入れることがある場合には、それらは何よりも彼ら自身の努力の結果でなければならぬ。

これとは逆に、国家がすべてを行ない労働者階級は身を委せていさえずればよいと思わせて、一定数の労働者階級を適当に満足させるという解決法があることをわれわれは知っている。前者は、自らを助ける勇氣を持たない者は助けられるに値いしないという立場である。それは、辛棒強い努力と忍耐によって自らを高めていこうともせず他人がやってくれるのを待っているような者は、真の自由、平等、友愛という感覚を何ら持つものではないという立場である。したがって、われわれは、国家が労働者を援助する場合、労働者が自らの労働用具を持つとして彼ら自身で払う努力に応じたのみ援助するよう望みたい。

もし、われわれの自発的な協同組織は競争という条件にせひとも従わねばならない、ということをつけ加えておかないなら、われわれは自分たちの義務を半分しか果していないことになるだろう。競争は、まさに労働の自由そのものの条件なのである。これは、労働者に彼ら

の悪はすべて競争の所産であると信じこませてきたからだということをはっきりとっておこう。このことはある程度まで真実である。だが彼らはその効用をいっさい否定するという行き過ぎた結論を下している。そして、彼らの言い張るところによれば、彼らは自由を破壊することなく競争を破壊するという美德を持つ理論をあみだしたのである。

それはまったくありえない理論だということを、労働者たちが理解しているのは結構なことである。

実際、どのようにして競争を廃絶するのか。権威によってか。権威はただちに覆えさるだろう。あるいは、それは普遍的協同の核となるべき一つの協同組織を用いてなのだろうか。だが、どのようにして、一つの協同組織がすべてを吸収する力を持ちうるのだろうか。それはおそらく国庫を吸い尽すだろうし、もし国家がその気になれば、この手段でいくつかの製造工場を破壊させることもできようが、然る後にそれは間違いなく自滅するだろう。というのは、このように解された協同組織を望む人々の間で一般に認められている規約によれば、労働時間はきわめて短く、給料は非常に高くなっているのに対して、私企業ではこれとまったく逆のことが行なわれており、この競合で最後に勝利を収めるのが後者であることは明白であるからだ。

それ故、自由の行き過ぎを抑制するために過度の競争を抑える以外は、原則的に競争に従う必要がある。実際、競争を廃絶することができない以上は、それに従わねばならないのである。

幸いなことに、これらの重大な問題が国民的討論に付される時がやってきた。それによって、われわれは労働者を、知性を曇らせることにしかならない思想から権威をもって守ることができるだろう。この討論はある種の教義——いかめしい形式の下に献身と愛の言葉で装いながら結局はエゴイスムにしか訴えないような、そして、社会に対す

る根源的な敵意を惹き起すものであるだけにいつそう、衣食にこと欠く人びとにあらゆる欲望を過度にかきたてるような——が目論むものを理解させてくれるだろう。

人民のためを思えば、まず第一に最も悲惨な結果をもたらす誤謬から彼らを守らう。そのうえで、能力と熱意の証しを示している労働者たちのために、ただちに生産協同組織への道を開示してみせよう。そうすればモラルの秩序は回復されるだろう。

この報告は議会で非常な好評を博した。法令の原案は少なからざる好意をもって迎えられた。それは、緊急課題の議題に加えられてその翌々日から討議に付され、この基金が適用される生産協同組織に年次経過報告を義務づけるという主旨の軽い修正を受けた後、満場一致で採択された。ここでさらに、採択された法令の条文全体を掲げよう。

契約の自由を妨げることなく、生産協同組織の精神を奨励しようと望む国民議會は、次の法令を発する。

第一条—労働者同士または雇主と労働者の間で自由に契約された生産協同組織の間に配分される三〇〇万フランの信用基金が、農林・商務省に設立される。

第二条—この融資金額は、農林・商務相によって設置される助成審議會の見解と、同審議會によって定められた諸条件に基づいて、貸付けという名目で前貸しされるものとする。

第三条—この基金の配分についての年次報告は、特別委員会の監査を受けるために、助成審議會がこの融資を適用された生産協同組織について作成した報告書と共に、国民議會に提出されるものとする。

第四条—この基金の恩恵を受けるこれらの生産協同組織の成員の間

の紛争は労資調停審議會に付託されるものとする。

第五条—この法令で認可された融資は、農業労働・産業労働を奨励する目的を持った信用制度とはまったく別箇のものである。

われわれは、議会がこの提案に対してとった好意的な態度を喜んでいただけでよい。その帰結は、労働者階級の未来にとって非常に広汎な影響力を及ぼすものである。まさしく、そうした結果を得るためには、革命や普通選挙の実施程度ではおぼつかまい。かつての旧議會でこの問題について口を開こうとしようものなら誰でも、危険な傾向を持つ厄介な人物だとののしられ、すべての無政府的、反社会的計画に門戸を開くものだとして罵倒されていただろう。

しかし、もしこの基金の要求が国民の代表者のなかで全然敵意に会わなかったとすれば、この要求は、それが当然はらむべき重要性を意識して検討されなかったということを、十分認識しておく必要があるだろう。彼らは二・三の細かい点についてはしばらく議論していたが、この問題の根本的な側面については、あたかもこの新法案の広大な射程距離を予測しえないかのように、まったく放置したままであった。

にもかかわらず、議會の中には、この種の問題に詳しい人びともいたし、生産協同組織と競争についてさまざまに検討している人もいたのである。彼らはなぜ、彼らの思想にふさわしい見解をもったいぶった議論でもって全国民に開陳する機会をむぎむぎと逃がしたのだろうか。ここでわれわれの考えをすべて言わせてもらえば、彼らは専門家や実務家の批判やあら探しを恐れていたように思われる。

彼らの沈黙がどんな風に解釈されようと、われわれはそれを正当化することができないと思う。たとえ彼らが議會を自分たちの思想に転換させようという望みをまったく失なつたにせよ、少なくとも、彼らはフランスを啓蒙し、来るべき選挙ではこの点について断乎として宣

言しようという野望を抱いているはずである。

さらに、産業改革の問題は解決されたというにはほど遠い。たとえ  
ば、生産協同組織は、それが譲渡不可能な資本であるとか、それなく  
しては労働者の産業的解放はつねに試行の次元にとどまるだろうよ  
うな、いくつかの重要な改革を契約のなかに盛り込むことが問題にされ  
る時、かならず再び議会上に登場するであろう。その時、われわれはど

こに真の人民の友が存在するかを理解するだろうし、彼らの知性や熟  
慮の度合がどの程度のものかということも理解するだろう。

Anonyme, La question de l'association ouvrière à l'Assemblée  
nationale. — Rapport du citoyen Corbon. dans *L'Atelier*, le 10  
Juillet 1848.

— 昭和五十四年一月九日原稿受理 —  
(たにがわみのる 大阪産業大学教養部)